

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 日時

平成23年11月24日(木)午後3時から同5時10分まで

### 2 場所

宇都宮地方裁判所裁判員待機室

### 3 参加者

司会者 荒井 勉(宇都宮地方裁判所長)

裁判官 井上 豊(宇都宮地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 大山 輝幸(宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 平野 浩視(栃木県弁護士会所属)

#### 裁判員経験者

1番 女性(平成22年11月に殺人未遂等被告事件に關与)

2番 男性(平成22年11月に殺人未遂被告事件に關与)

3番 男性(平成22年11月に強盗致傷被告事件に關与)

4番 女性(平成23年6月に現住建造物等放火被告事件に關与)

5番 女性(平成23年7月に傷害致死等被告事件に關与)

6番 女性(同上)

7番 女性(平成23年7月に強制わいせつ致傷等被告事件に關与)

### 4 議事要旨

(参加者の自己紹介)

#### 司会者

では、時間になりましたので、「裁判員経験者と法曹三者の意見交換会」を始めます。最初に、参加者のうち法曹三者から簡単な自己紹介をお願いします。裁判員経験者の方は、私から、關与された事件を紹介させていただきます。

それでは、井上判事から、よろしくをお願いします。

#### 井上判事

刑事部の裁判官の井上でございます。いわゆる A 合議と呼ばれる裁判体の裁判長を務めています。今日出席されたかなりの方と一緒に合議をした経験がありますが、本日は、率直に思いの丈を述べていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

#### 大山検事

宇都宮地方検察庁の検事の大山と申します。この4月から井上裁判長担当の A 合議の裁判員事件を担当しています。本日は、皆様から率直な話を伺って、それを参考にして、今後法廷でより分かりやすい説明をしていきたいと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

#### 平野弁護士

栃木県弁護士会所属の弁護士、平野と申します。弁護士会で、裁判員裁判導入に伴う刑事訴訟法の改正に関する委員会の委員長をしています。裁判員裁判に関しては、まだ1件しか担当していませんが、それがたまたま A 合議でした。今日は、A 合議を御経験の方が多いいということなので、皆様からの意見を弁護士会に持ち帰って、弁護人の弁護技術の獲得に役立てたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

#### 司会者

裁判員経験者の方に対しては、本日も番号で呼ばさせていただきますので、御了承ください。

裁判員経験者1番さんは、殺人未遂等の事件で、昨年11月に5日間の日程で裁判員裁判に関与されました。

2番さんは、殺人未遂の事件で、同じく昨年11月に4日間の日程で裁判員裁判に関与されました。

3番さんは、強盗致傷の事件で、同じく昨年11月に6日間の日程で裁判員裁判に関与されました。

4番さんは、現住建造物等放火の事件で、今年6月に3日間の日程で裁判員裁

判に関与されました。

5番さんと6番さんは、傷害致死等の事件で、今年7月に5日間の日程で、同じ裁判員裁判に関与されました。

7番さんは、強制わいせつ致傷等の事件で、今年7月に3日間の日程で裁判員裁判に関与されました。

(意見交換会の趣旨の説明)

司会者

それでは、今日の会の趣旨等につき簡単に説明いたします。裁判員裁判も施行から約2年6か月が経過し、その間に、宇都宮地裁だけでも48件の判決が宣告されました。そこで、この段階で、実際に裁判員裁判を経験された方々に、裁判員を務めての率直な御意見や感想等をお聞きすることが、今後の裁判員裁判の運用を考えていく上で重要であると思われます。また、一般の方々に、皆様の生の声をお伝えすることが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安感や負担感を解消することにもつながると思われます。そこで、本日の意見交換会を設けました。

この会の趣旨は以上のとおりですので、今日の主役は、参加いただいた裁判員経験者7名の皆様でございます。忌憚のない率直な御意見御感想をお伺いできたらと思ひます。また、裁判官、検察官、弁護士もいますので、聞きたいことがあれば、遠慮なく質問してください。場合によっては、法曹から質問させていただくこともあります。

(全体的な感想)

司会者

まず、意見交換会を始めるにあたり、皆様一人一人から、裁判員を経験しての全体的な感想をお伺いしたいと思ひます。また、裁判員を経験し終えてから、1

年以上経過している方もいらっしゃると思いますが、裁判員を経験した直後の感想と、時間が経過した現在の感想とで、裁判員裁判に関する感想等に変化が生じたということがあるかどうか、さらに、裁判員を経験したことで、生活に何か変化が生じたということがあるかどうか併せて伺います。

1 番

裁判員として、実際に裁判に参加してみて、罪を犯した人とはいえ、これからの人生や、被告人の家族の人生を左右することを決めるということにすごくプレッシャーを感じました。自分にできるかという不安もありましたが、縁あって裁判員裁判に参加させてもらったので、自分のできる限りのことをさせてもらおうと思い、皆様方にサポートをしていただきながら、裁判員を務めた次第です。被告人には、更生してもらいたいと心から願っています。

司会者

経験してからは、1年ほどたっていますが、その考えは現在も変わらないということですね。

1 番

そうです。

司会者

経験したことによって、何か生活に変化はあったでしょうか。

1 番

以前より事件関係のニュースを見るようになりました。凶悪な事件が後を絶たないので悲しい気持ちはあります。

2 番

参加したのは、1年前くらいになりますが、気持ちはあまり変わっていません。この裁判員裁判にかかっている事件というのは、我々の関わっている社会の中で起こるわけで、その裁判に関して、百人が百人とも異なった意見を持った人たちが、意見を述べられるというこの制度は、私は大変にいい制度だと感じています。

司会者

経験して何か変わったところがありますか。

2 番

以前に比べると、裁判員裁判に関するニュースなどは、よく見るようになったと感じていますが、気持ちの上では、特に変化はないと思います。

3 番

裁判員を経験して1年近くたちますが、特に変わったというところはありません。法律とは縁遠い分野を生きてきたので、突然呼出しが来て、午前中に選任されて、裁判員ですよということになって、裁判員を経験しましたが、個人的な感情としては、異次元な感じで6日間を過ごしました。法律分野は分からないので、資料を読ませてもらって、頭の中ではある程度理解したつもりでしたが、実際経験すると、毎日が「あれっ」と思うような初めての経験だったので、振り返ると長かったような気がします。でも、短かったような気もしています。実際には、判決を下すことによって、被告人の人生に影響を与えたのだという感想です。

4 番

最初に、裁判員の名簿に載りましたよという通知が来たときに、「あ、来たっ」と思いました。しかし、まさか本当に裁判員に当たるわけないと思っていたので正直びっくりしました。また、自分には法律の知識もなかったので、自分のできるのか不安でしたが、周りの人の助けをうけて、わりと楽しく裁判員を経験することができました。機会があればまたやってみたいなと思いました。

司会者

生活に変化などはありましたか。

4 番

今まで、新聞は政治面とか社会面は読んでましたが、栃木県内の事件欄はスルーしていました。しかし、今は、新聞はくまなく見てるし、裁判員裁判の記事を読むと「あ、やってる」みたいな感じです。また裁判員をやってみたい気持ちに

変わりはありません。

#### 5 番

私が担当した傷害致死の事件は、被告人や被害者が少年だったので、私としてはかなり重いものを感じました。日ごろ、命とか、また、生命を奪うとか、そういうのに接する機会はほとんどないので、とても不安でしたし、ものすごく考えさせられました。ただ、罪を犯した人に対する裁判員の社会的な認識とかルールというのは皆さん一緒だったので、ある意味ほっとしました。それと、刑罰に対しても多少のずれは皆さんあったんですけど、いろいろサポートしていただいて、そういう面では気持ちが楽でした。また、裁判員を経験して、時間が経った後の感想というのは、まだ時間がそんなに経っておらず、余りにも鮮烈だったので変わってないです。裁判員を経験したことで生活に変化が生じた部分があるかということに関しては、今までは、どちらかというとも結果重視だったんですが、視点が変わって、その途中の過程とか、物事に対しての前後や、出来上がる過程というものをすごく考えるようになりました。

#### 6 番

裁判員を終わった後で、いや、やっている最中もそうでしたが、被告人が更生したとして、もし自分の職場に来たら、そのときにどういう気持ちで迎えらるかということについては、今も自分の中では葛藤があります。真面目に更生していると信じているし、それを見たいという気持ちはありますが、自分の職場でというのはどうか。これは私が担当した件だけじゃなく、ほかの事件もそうだと思うのですが、被告人は、私たちを見ているし、私たちも被告人を見えています。それで、たまたま応募した会社に、その人がいたというときにどういうふうに感じるのかというのは、今でも思います。

#### 7 番

裁判員裁判に参加するに当たっては、法律的なことは分からないので、とにかく自分の思うことを述べればいいのかと思うと参加しました。それで、私

もこれはとても良い制度だなと思っております。裁判官にしる検察官にしる弁護人にしる、ベテランで、議論の途中で話が外れるようなことはないでしょうけれど、私たちがやっているのと、どこか少し話題からそれそうになったりすることもあります。でも、そんな素人の私たちを周りがしっかりサポートしてくれていました。

私は日常忙しくしているので、いつも背中でニュースを聞いているんですけど、裁判員を経験してからは、テレビで裁判員裁判ですと言われると、こういうのも裁判員裁判になるんだって耳を傾けるようになりました。

それから、裁判をやっていて思ったんですけども、被告人が出てくるのは当然ですが、被害者が最後にいらっしゃったときに、あっ、被害者がいたんだって思いました。もちろん、話の中では被害者のことを考えていたのですが、頭の中でしか考えてなくて、被害者の顔が最後に出てきたときというのはすごく印象的でした。被害者がいたのを忘れていたんじゃないかって、すごく自分に言い聞かせました。それはとても重要に思いました。被害者が法廷に出てくる事件というのは、そうそうないと思いますので、やっぱり、被害者の顔をいつも念頭に置いて事件を扱わなくちゃいけないなと自分でも思いました。

また、ベテランの方たちにとっては何百件の中の1つの事件かもしれませんが、私たちにとっては、唯一の事件ですから、終わってもその事件はずっと新鮮なままです。今回、参加したことで精神が乱されるということは幸いそんなにはなかったですが、でも、やっぱり唯一の事件なので忘れることはなく、古くなることもないです。

司会者

大変貴重な意見をありがとうございました。4番さんが、またやってみたいということを言われましたけれども、ほかの方々はどうでしょうか。もう一回やってもいいなという方は手を上げていただけますか。

1, 2, 3, 6 番の方がまたやってみたいという御意見ですね。

二度とごめんだという感じではないですかね。

3 番

一度経験していると、次に裁判員になったときはどうしようかなとかという考えが湧いてきますね。一番感じるのは、死刑判決の裁判員って結構話題になりますが、ああいうのを聞いたときに、自分がもう一回やったときに、もしそういう事件だったらどうしようかなという考えは持ちますね。

6 番

選ばれたときというか、最初の選任のときに、できれば補充裁判員が良かったかなと思うことがありました。

井上判事

それは、パソコン抽選で決めることですので、そればかりはこちらもどうしようもないところでございます。

司会者

またやってもいいという方がほとんどでしたが、そういう発言を聞いて、裁判官としては、いかがですか。

井上判事

今改めて、1年前の判決等を読み直してみると、なかなか難事件であって、合議がけっこう難しかったことが思い出されます。実は、よく考えてみると、ここにおられる方たちには、いろんな難しい面があった事件を担当していただきました。そういう方々で、割と難問を解いてもらったようなところがあるにもかかわらず、でも、また、今度やるならこういう形でやってみようと考えているというお話を聞けるというのは、今後ともこの制度が定着していく希望の光みたいなことを言っていただいたような気がして非常に心強く感じました。

(裁判員裁判に参加するにおいて感じた負担について)



司会者

では、次に、裁判員裁判の負担ということについてお聞きしたいと思います。  
裁判員裁判は通常でも三、四日、長いものですと1週間以上かかるものがあります。皆様も、仕事や家庭との関係で、調整する事項も多かったと思います。また、裁判に参加するということで、精神的、肉体的な負担を感じることもあったと思います。そこで、裁判員裁判に参加するにおいて、どのような負担があり、どのようにこれを解消したかということについて御意見を伺いたいと思います。また、選任手続についても、御意見や御感想をお伺いしたいと思います。

まず、どの程度の期間の裁判員裁判なら参加可能か。長くなると参加が困難になる理由はどのようなものがあるかについてお聞きしたいと思います。

併せて、裁判の一日の開始時間、終了時間は、どうでしたでしょうか。

7番

私が関与した事件は3日間だったので、とても家の都合がつけやすかったのですが、これ以上長いと、お断りしようかと思っていました。1日の時間の長さについては仕方がないのかなという感じです。やっぱり集中してやらなければいけないだろうし、私たちも思いが途切れてしまうということもあるので、ある程度集中して審理するには仕方がない時間だと思います。

司会者

仕事や家庭の関係では、どのように調整をされたのでしょうか。

7番

たまたまそこは空いていました。私は今、父と二人暮らしなんですが、父がまだ健康で頭もしっかりしているので、父を一人置いて出てくることができましたけど、もし父がちょっと具合が悪かったらお断りしていたと思います。

6番

時間は別に大きな問題はありませんでした。参加するにあたり、仕事については、通知が来た段階で上司に連絡をして、呼出しが来た段階でもう一度連絡し

ました。それで、上司から、何日間くらいなのかと聞かれて、パンフレットに書いてあったのが大体3日とか5日前後で、このくらいの日程で通知が来るらしいですよと話して、そのくらいだったら何とか調整がつかろうということになりました。私はシフト制の仕事をしているものですから、今くらいのペースで連絡していただければ、うちの職場は何とか調整はつきます。ただ、10日以上になってくると、私自身も、精神的にも肉体的にも、ちょっと自信がないです。家のほうは、主人に話してありましたので、別に問題はなかったです。

司会者

一番長い時間を取っていただいたのが3番さんですね。ここまでの宇都宮地裁の中では一番長い期間ということになりますが、いかがでしたでしょうか。

3番

6日間で、土日が入りました。通常5日間程度のところを連続6日間やりましたが、土日が入ったというのが、一つ救いとなりました。ただ、やはり、連続というのは非常にきついです。希望としては、どこかに1日くらい空けてもらえると助かります。私の勤務先は民間の会社で、月末と月初めには、毎月の決算があり、私自身そのような仕事に関わっていたところ、11月末から12月初めにかけての裁判だったので、極端に言えば、裁判が終わってから、大体6時くらいに裁判所を出て会社に行って、ちょこっと仕事を処理することをやらざるを得ないと感じていました。ですから、3日間くらいだったら連続でもいいんですけども、6日間とかとなると、1日くらい休みじゃないですけども、個人的にちょっと何かができるような時間があつたほうがいいですね。

あとは、私の勤務先の会社のことなのですが、裁判員制度というのは国民の義務ということで立ち上がっており、社員の中で私が初めての経験者だったので、終わってから相談して、会社としては、取りあえず特別有給でやっていこうと決めてくれました。これから、全ての会社がそうなるわけでもないし、国のほうで面倒を見るというのも無理かもしれないですが、そういうことの整備も何

か必要ではないかと感じています。

司会者

ほかの方で、仕事、会社との関係で、こんなふうなやり繰りをしたというようなことを御紹介いただける方はいらっしゃいますか。

2 番

私は会社員ですが、休みに関しては裁判員制度ということで、3 番の方と同様に公用休暇扱いということで、休みを取ること自体は何の問題もなかったです。業務に関しては、たまたま私がやっている仕事はけっこう自由度が高いというか、自分で調整できる仕事だったので、そういう面では4 日間というところでは特に私の場合には大きな問題はなかったです。

司会者

何日間くらいになると支障が出ることになりますか。

2 番

やはり1 週間全部潰れるときついなというのはありますけれども、先ほど、3 番の方がおっしゃったのと一緒に、長くなってもいいんですが、途中で1 日くらい空けてもらおうとやりやすいかなという感じはします。

司会者

1 日空けたとして、何日間くらいが限度か、先ほどだと10 日以上はちょっときついというふうなお話も出ましたけれども、1 番の方はどうでしょうか。

1 番

やっぱり長くても1 週間程度が妥当だと思うんですよ。それで、間に休みを入れることは構わないのですが、考えや覚えていることが途切れることもあると思うので、私は、できるならばずっと続けてやったほうが、その分真剣に取り組めると思います。確かに精神面や体調面で疲れるとは思いますが、そのほうが真剣に取り組めるかなと感じています。

司会者

日数の関係では、現在の宇都宮地裁では選任手続が終わって、その日の午後から、すぐに審理が始まりますが、1日目は選任までで終わって、翌日から審理をスタートするというやり方もあるようです。どちらのやり方がいいか、何か御意見はございますか。

7番

職業にもよると思うんですね。会社員の方のように、制度上、会社のほうで推奨するようになっていけば、体力が続けば、1週間でもできるかもしれないですね。そうではなくて、例えば自由業の人とかになると、1週間はとてもできないと思います。だから、参加日数を決め付けてしまうのはどうかなと思います。決め付けてしまうと、裁判所に来られる人間も限られてくるのではないかと考えます。

司会者

今、日数の関係を伺いましたが、負担という意味では、裁判員裁判に参加して精神的な負担はあったでしょうか。否認事件であるとか、被害者の方の写真などを御覧になり、精神的負担を感じた方もいらっしゃるかと思いますし、それぞれの事件に難しい争点があったかと思いますが、精神的負担をどのように解消されたかについては、どうでしょうか。

4番

裁判員は被告人に顔を見られるわけじゃないですか。それで、顔を覚えられて殺されちゃったらどうしようとか、不安というか、逆恨みの心配というのはちょっとありました。でも、その被告人にもよるんでしょうけど、後から、そういうのではないということをお伺いしましたので、ほっとしました。

司会者

4番さんが言われたような、感覚というのは、ほかの方も感じられましたか。被告人から顔を覚えられるということの精神的な負担感というのは感じるものでしょうか。

2 番

私はなかったです。

司会者

それは事案にもよるでしょうし，被告人にもよるといえることでしょうかね。

7 番

私は，検察官の読み上げ方がすごく淡々となさっていて，かえって安心感がありました。わいせつ事件で，嫌だなと思って臨んだんですが，若い女性の検察官が，とても大きな声で，私たちに分かりやすく，内容はすごく嫌なものでしたけれども，そこをそういう素振りをせず淡々と読まれたのが，かえってよかったと思いました。私も，ああ，そうか，そういうふうに割り切って読めばいいんだなって思いました。

司会者

審理を通じての精神的な負担みたいなことは，今幾つか御紹介いただきましたけれども，それ以外には感じられてはいないでしょうか。

1 番

殺人未遂の事件を担当させていただいたのですが，凶器を目の当たりにして，すごくびっくりしたということはありません。また，傷口の写真を見せられて，すごく怖いなとも思いました。ただ，やはり，判決を出すに当たって必要なことなんで，見なければいけないなとも思いました。

司会者

そこは精神的には負担な部分ということになるのでしょうか。

1 番

ちょっと怖いなどは思いました。

司会者

今回の事案では，傷害致死の事件などではかなり厳しい写真とかもあったのでしょうか。

5 番

私の場合，被害者が少年で，下半身裸の状態で亡くなったのですが，現場がちょうど雨の日の駐車場で，しばらくの間は，雨が降ると，その男の子の状況がちらっと思い浮かんだりして，ああ嫌だな，これって現実なんだなって思いました。臨場感というか，その場面が一瞬鮮明に頭に浮かんで，フラッシュバックじゃないですけど。本人はさぞつらかったろうなというのは感じました。でも，私 1 人が見たのではなく，裁判員の人みんなを見て，それで，みんなで話し合ったことだからということで落ち着きました。

司会者

裁判終了後も，ずっと引きずってつらい思いをしたということはないですか。

5 番

ないです。それは大丈夫です。

司会者

6 番の方は大丈夫ですか。

6 番

私の場合は，たまたま事件があった場所がうちの職場の近くの公園なんです。裁判終了後，まだその公園に行っていないんですけども，行ったら意識して，ああここだったのかなって，ああいう死に方をしたのかなということを出すとします。言葉にまではならないですけども，これからも思い出さるうなと思います。

司会者

裁判員の負担に関して，選任手続を実際に体験されて，ここをこのように工夫してもらえばというようなことがあればお聞かせください。

(発言なし)

手続としては特段スムーズに進んでいて，問題は感じられてないということでよろしいですかね。

( 全員うなずく。 )

( 公判審理について )

司会者

それでは、審理の中身の話に移ります。まずは、審理としては、検察官、弁護人の訴訟活動があり、裁判員裁判では公判廷での証拠調べを通じて心証を取るといふ、目で見て、耳で聞いて分かる審理ということを目指して行なわれているわけですが、実際に経験されて、そういった審理になっていたかどうかということについて御意見を伺いたいと思います。

まず、冒頭陳述といつて、証拠調べに入る前に、検察官が事件の概要や問題点、争点について証明しようとする事実を説明し、その後弁護人が説明を行ないますが、そうした、双方からの冒頭陳述が分かりやすかったかどうかということをお聞きしたいと思います。詳しくすぎるとか、あるいは簡単すぎるとか、よく分からないとか、いろいろあるかと思ひます。まず、検察官の冒頭陳述については、いかがでしょうか。

1 番

最初、何をやるかも分からないまま始まったので、メモを取るのに精一杯でした。別に分かりにくいということはなかったんですけど、とにかく聞き逃さないようにメモしなきゃという頭で一杯でした。

司会者

冒頭陳述ですと、大体、冒頭陳述の要旨を図解したようなものが配布され、それに基づいて検察官が説明するという形が主流だと思います。検察官のほうで、この事件はこういう事件ですと、こういうことを立証しますということが冒頭陳述で、それを聞いていて分かりやすかったかどうかなのですが、それについては、メモを取ったりして必死に聞かれていたということでしょうか。

2 番

検察側の説明は、裁判員裁判を意識されたのかどうか分かりませんが、図表を使って、かなり素人にも分かりやすくプレゼンテーションをやられて、確かに聞くほうから言うと助けになっているという印象がありました。それに対して、弁護側のほうは、特にビジュアルな資料がなく、もう少しそのような道具も使ったほうがいいのかなどは感じました。

### 3番

候補者として呼び出されて、裁判の形式自体もまだよく分からないまま、朝の選任手続のオリエンテーションで、大体こんな事件ですよと説明され、それで自分の番号がぼんと出て裁判員に選任されました。午後からは、法廷に入り、法廷の配置などはテレビで見るのとそんなには変わらないという印象でしたが、冒頭陳述に入ったときには、初めはどうしたらいいか分からなかったですね。ビジュアルな資料もありましたが、言葉で色々説明されてということになると、やっぱりそれを書き留めて記憶しなくちゃいけないと思い、最初から、どんどん言っていることを補足説明みたいな形でメモに書き込んでいくという作業になってしまいました。分かりやすいとか分かりづらいとかではなくて、まず理解しようと、そっちに注意力がいっちゃうのが1日目、2日目くらいの感じだったですね。6日間あったので、冒頭陳述とか証拠調べとか、それから最後には判決というようなステップで、かなり、一日一日いろんな体験ができましたが、2日目、3日目くらいから、法廷でいろんな証人とか、弁護人、検察側とかの説明した内容が聞けるようになってきた、そんなイメージですね。だから、1日目、2日目はいいとか悪いとかじゃなくて、本当に書き留めて漏らさないように心がけたと、そんな感じだったですね。

### 4番

3番さんと同じように、選任されてすぐ審理に立ち会ったわけで、どうしようというほうが先に来ちゃって、頭が真っ白なので、一応資料があったほうがいいのかなどという感じはしました。調書とか尋問などは、聞き慣れない言葉が出てき



でも、補足説明的にもっとかみ砕いた言い方をされるときもあるので、それはそれでいいとは思いますが、質問では誰が誰を質問するかがよく分からず、とにかく書いていました。でも、裁判員の人数が結構いて、自分が書き漏らしていても、ほかの人が聞いていたり、書いていたりするので、やっているうちに何となく要領がつかめました。3日間なのですぐ終わったのですが、期間が長くても、二、三日経てばある程度要領もつかめてくるので、特には問題ないと思いました。

司会者

5番さんも同じような感じでしょうか。

5番

選任手続のときから事件の概要は説明を受けていたし、冒頭陳述メモが配られるなど資料もいただいていたので、ちょうど骨に肉付けをするような感じで、説明を聞いていました。

司会者

分かりやすかったですか。

5番

ええ、とても分かりやすかったです。あと、話すテンポも、少し遅いかなと思うくらいで、すごく分かりやすかったです。

6番

私も、メモをとりながら聞いていました。事件の状況把握をまずしてからという気持ちもあったし、そのときだけで判断しないで、後でもうちょっと冷静になって、その事件を見るためにもメモを使ったんですね。自分で書き漏らしたところとか、解釈がちょっと間違っているところとかは、ほかの方から、あのことについてはこういうふうに言っていたよという意見も聞いて、判断しました。

司会者

今お聞きしているのは、検察官や弁護人の冒頭陳述という、検察官が、事件はこういう事件でこういうことを立証しますという立証テーマを説明する部分です

が、そのときも必死にメモを取っておられたということなんでしょうか。このあと、証拠調べの中身に入ると、調書の朗読や、あるいは証人尋問が行なわれるのですが、そこではメモを取るということは出てくると思いますけれども、検察官や弁護人が言わば自分の主張を述べる場面でも、やはりなるべく言葉を落とさないようにということでメモを取るという感じだったんでしょうか。

先ほど言ったように、目で見て耳で聞いて分かるように、本来はじっと聞いていて審理に臨んでいただくというのが目指す姿だと思うんですね。皆さんが必死でメモを取るという姿というのは、本来的ではないかなという気がしますけれども、そこは、何かこうしたらいいというような、先ほど選任からいきなり審理に入ってしまうから、何がどのように展開されていくか分からないので必死にということがありましたけれども、その手続の流れみたいなことを冒頭に裁判所のほうから説明していれば、そのようなことはなかったのでしょうか。

井上判事

一応、こんな日程で審理が進んで、冒頭陳述というのが最初にあり、検察官や弁護人の双方がこれから証明したいことを述べる手続だという話をして、まずは聞いておいてくださいというような説明をします。ただ、やはりどうしても聞き漏らしたりとか忘れてはまずいとか、書きながらのほうがちゃんと記憶に残りやすいとか、いろんなタイプの方がおられて、それはやはりメモをされるということも分からないことではないと思います。

平野弁護士

弁護人は、口頭で説明する原稿の要約版を皆さんに配っていると思うのですが、皆さんからすると、逆に、読み上げているそのままの原稿が手元にあって、それを見ているほうがメモを取らなくて安心なんでしょうか。

7番

私は反対です。かえって頭が混乱すると思います。あのくらいの資料でちょうどよかったと思います。私も必死で冒頭陳述からメモを取っていましたが、よく

見ると、こっちに書いてあったというような感じで、とにかく皆さん真面目に真摯に向き合っていたのが、メモをとるということになってしまったと思います。私は、あの資料の量はすごく適切だったと思うし、分かりやすかったですし、よかったです。言葉もすごく選んでくださって、簡単な言葉で説明して下さっていたと思いました。

司会者

皆さんが必死でメモを取ることからすると、そういうことをしないで済むためには、弁護人から読んでいるそのものの原稿を皆さんにお配りするという方法もあるわけですが、どちらがいいかということを知られて、7番さんは、従来どおりの要旨を配ってもらったほうがいいと、そのほうが簡潔に全体が頭に入るといった意見を出されました。全部逐一書かれていると、逐一読まないといけないという部分があるから、一長一短ですが、そこは、やはりメモをするということはあるにしても、配付されるものは従来のような、要旨、ポイントを分かりやすく書いたもののほうがいいということでしょうか。

4番

両方用意したらいいんじゃないですか。冒頭陳述を最初聞くときは読み上げるものを読んで、目で追って一緒に聞いて、1回戻ってきたときにはポイントを記載したほうを見れば、簡単にするとこんな感じなんだというのが分かるので、両方あったほうが二度手間にならなくていいのかなという感じはします。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

3番

私の担当した裁判では、裁判官の方も随分メモを取られていましたね。それで、最後に集まって、判決の量刑を決めるために、裁判官と裁判員が合議するときも、やはりメモが主流だったような気がします。主流というか、メモを見て、それで発言していると思いました。

司会者

調書の朗読だとか証人尋問だったら、メモは当然必要になってくると思うんですが、今問題にしているのは、冒頭陳述という検察官や弁護人が立証しようという事実を述べる、プレゼンをする場面について話していますが、いかがでしょうか。

3番

私の個人的なやり方ですが、メモの取り方は、A3の真ん中に線を一本引いて、検察側の冒頭陳述、弁護側の陳述というのを、ある程度対比するわけです。検察側はこうだ、弁護側はそのことはこうなんだと、それを両方をぱっと見られるようなメモの取り方をしています。ですから、検察と弁護人のやりとりは、自分のメモで把握するということになります。

司会者

先ほど、4番さんが読み上げ原稿と、要旨やプレゼンで使っている資料と、両方あったほうがいいんじゃないかということでしたけれども、そこは皆さんそうですか。読み上げ原稿があれば、メモする手間は省ける、それで聞くことに集中できるということもあるかもしれませんよね。

3番

でも、やはり全部ではありませんが、自分の思ったことを書くと思います。学校の勉強と比較してはいけませんが、参考書に書いてあることを書いたりしますよね。

5番

大事な審理だから正確性にずれがあるとまずいなと思うので、メモに走るんだと思うんですよね。でも、事前に渡されている資料に概要が載っており、あとは肉の部分を書くだけなので、その資料だけでいいんじゃないですか。

2番

私もそのように思います。個人的なメモは、いろいろあってもいいと思います。

6 番

私もメモを取りましたけれども，私たちと同じグループの方の中には，メモを取らずに，本当にまっすぐ見て聞くという方も何人かいらっしゃいました。その辺は個人差があったと思います。

( 供述調書について )

司会者

それでは続いて，事件関係者が捜査段階において捜査官に対して供述したことをまとめた供述調書について伺います。供述調書が法廷で朗読されたと思いますが，これは分かりやすかったでしょうか。朗読の早さとか，供述調書の内容が分かりやすかったか。言葉が分かり難かったり，情報量が多く，良く理解できなかったということはないか。あるいは，一つの供述調書の分量が多すぎて，朗読の時間が長すぎたということはないでしょうか。

5 番

聞いていて難解な専門用語が出てきたとかそういうのじゃないので，私は別に問題はありませんでした。ただ，事件に関わった人物が多数いたためか，時間そのものが長く取られただけで，内容的には別に何も問題はありませんでした。

司会者

ずっと朗読されるのをひたすら黙って聞いているのはつらくはないですか。

5 番

いいえ。かえって記憶が鮮明になるというか，その場面が分かりました。

6 番

私は，先ほども申し上げましたようにメモをしました。登場人物がまた出てきて，その人間関係のつながりがその場だけでは理解できなくて，休憩に入って控室のほうに来てから，ここはこうなんだとか，井上裁判長に，また知らない人が出てきましたけどここはどうなっているんですかとお尋ねするのに役立ちました。

司会者

調書の朗読自体は、かなり長時間続くことは事案としてはやむを得ないし、それほど苦痛だったことはないということでしょうか。

調書の朗読では、分かりやすさの点や、朗読のテンポの点ではどうでしたでしょうか。速すぎて分かりづらかったとか、いろいろおありだと思っんですが。

1 番

特に問題はなかったと思います。

司会者

分かりやすかったと聞いていいですかね。

7 番

分かりやすかったです。

司会者

問題なかったですかね。朗読を聞いているのがつらかったという印象の方はそれほどおられないですか。

4 番

聞いているぶんにはいいんですけど、ちょっとテンポがゆっくりすぎたような記憶がありますね。

6 番

供述調書を聞きながら、ちょっと頭がぼうっとしてきたということはありませんね。

司会者

ゆっくりすぎてというのも、ずっと長時間にわたると、集中力の問題もありますから、ぼうっとしてしまうというところもありますかね。

1つの調書の分量が長いなというふうに思われたことはないですか。たくさんの調書を次から次へと読まれていく総量が長いというのものもあるかと思いますが、1つの調書が長すぎたというふうに、余りにも細かすぎるとかそんなふうを感じ

られたということはないでしょうか。

4 番

特に，私はなかったです。

(証人尋問，被告人質問について)

司会者

では，次は，証人尋問，被告人質問の問題に移りたいと思います。証人尋問や，被告人質問は分かりやすかったですでしょうか。質問の意図が分かりづらかったとか，質問のペースが速く，ついていくのが大変だったということはないでしょうか。また，疑問に思ったことについて，質問できたでしょうか。

1 番

被告人が否認していたので，どれが本当のことなのか分からないし，証人も多く，すごく難しいなと思って，頭が混乱してきたところがありましたね。

司会者

検察官や弁護人が質問して証人が答えるわけですけども，そのやり取り自体は十分理解できたのか，分かりにくいということはないでしょうか。

1 番

図面に，現場のここに誰がいて，ここにどうしたとかを，証人にたくさん書かせるので，その書いてもらった図面を，各裁判員に一枚ずつ配って欲しかったというのはありますね。そのほうが分かりやすかったと思います。

井上判事

証人が書いている内容は，裁判員のテーブルのモニターに映るのですが，後の評議のところなどでは，むしろ一枚一枚配ったほうが記憶喚起しやすいということですかね。

司会者

3 番さんも否認事件で 4 人くらいの証人尋問をしたと思いますが，いかがでし

ようか。

3 番

特に分かりにくかったという記憶はないです。検察側・弁護側のどちらの証人かということ踏まえて質問がされているので、分かりにくかったということはないですね。

司会者

2 番さんの事件は否認事件ではないですけれども、専門家のお医者さんを尋問して責任能力についての判断を行なったようですが、こちらはいかがですか。

2 番

専門医の先生は、けっこう長い時間説明されたんですが、非常に分かりやすかったです。今回の裁判ではないんですが、普通、心理的な分析というのは、なかなか納得できない部分も多いものと思いますが、今回は、聞いていて、ああ、そうだよねという感じはしました。分かりやすかったです。

司会者

5 番さんと6 番さんの事件は、先ほども出ていたように、共犯者がたくさん出てきて、調書の朗読が長く、共犯者の証人尋問もされたそうですね。調書の朗読を聞いているのと、共犯者を証人尋問で直接聞くというところの両方を体験されているわけですが、その辺の感想はいかがですか。

5 番

証人尋問では、事件の大事な部分が的確に尋問されて、すごく助かりました。

司会者

調書の朗読だけではなくて、証人尋問することで分かりやすさが増したということでしょうか。

5 番

そうですね。ちょっとクエスチョンマークがつくような調書の部分に関して、ここは必要なんだな、間違いはないんだなって自分で思うのに役立ちました。



6 番

調書のほうだけで人物像を考えるのと、本人を目の前にしたときでは、やはり印象が違うということがありました。事件が事件だったし、状況から判断すると極悪という印象があったのですが、私も質問させていただいて、ああそういう部分もあるかもしれないと思い、有意義だったと思います。

司会者

先ほど冒頭に7番さんが、被害者の顔を見たことで真剣に考えられるようになったと、そういう意味では、調書の朗読を聞いているだけではなく、被害者の顔を見るということは、かなりインパクトがあったということなんでしょうか。

井上判事

直接証人に質問をされたような方は、ほかにも結構おられますかね。それでやっぱり、その場で聞いたことによって疑問が解消できたというようなことがあったのでしょうか。質問された印象というのはどんな感じだったのでしょうか。

2 番

私が質問をしたのは、やはり、被告人の行動、事件を起こす前の行動の中で非常に理解できない部分があったので、それについてどういう気持ち、要するに被告人の行動をした気持ちを知りたかったのです。

井上判事

それで被告人に直接聞いたということですね。

2 番

はい。その答えで私がどう影響を受けたかというのは難しいんですが、直接聞いたということは非常によかったと思います。

井上判事

6番さんからは、被告人から直接話を聞くことによって、調書からは分かりづらかった被告人の人となりのようなイメージが、よく分かったという話がありましたけれども、そういうことですかね。

2 番

そうですね。それから答え方も見る事ができて、よく分かったということです。

司会者

実際に証人尋問を聞かれています、こういうことをちょっと聞いてみたいなと思って聞かれた方と、あるいは、聞いちゃっていいのかなとためらいがあって、やめておいたとか、聞かないで済ませてしまったという方もいらっしゃいますか。聞いてみたいことを聞かれたという方は、2番さんと6番さんということでしたが、他に聞いてみたいことを聞かれた方はいらっしゃいますか。

4 番 , 7 番

私もです。

司会者

やはり証人などから直接聞くと、疑問点が解消されたり、印象が違うというところはあったということですかね。

証人尋問については、非常に貴重な御意見をいただきました。

( 証拠の総量について )

司会者

証拠の全体の量として、証拠が足りなかったとか、あるいは詳しすぎたとか、そういう印象はございますでしょうか。分量について多すぎるとか少すぎるとかということは特段は感じられなかったですかね。

( 発言なし )

特段なかったということですね。

( 論告・弁論について )

司会者

では、証拠調べの後の段階に移りたいと思います。今度は論告と弁論、検察官側が論告求刑し、弁護人が弁論をするということになりますが、ここも最初の冒頭陳述と同じように、双方からのプレゼンテーションということになるわけですが、分かりやすかったですでしょうか。先ほど冒頭陳述のところでは、検察官のほうはビジュアルだったけれども、弁護人のほうは余りビジュアルな資料がなかったというようなこともありました。論告のところではそのあたりの違いというのはありましたか。

2番

なかったですね。

司会者

両方とも分かりやすい主張が展開されたという感じでしょうかね。

(全員うなづく。)

(評議、判決について)

司会者

それらの証拠調べが終わりますと、今度は評議、判決ということになってまいります。評議の部分では十分な意見交換ができたかどうか、評議の進め方について御意見をお聞きしたいと思います。評議では、裁判員の皆様が主体的に参加して、自由に意見を言って、納得のいく評議ができたかどうか、その辺のところについて御意見を出していただきたいと思います。

7番

私たちの担当した事件の裁判員のメンバーは、発言をきちんとでき、すごくいい意見がたくさん出たと思います。裁判官からもとても詳しく説明していただき、裁判員の皆さんからもフォローしていただいて、どのように話が進んでいるのかということも分かりやすく、不自由もなかったですし、いい評議ができたという印象です。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。ちょっと分かりにくかったとか、進め方にちょっと疑問を感じたとか、何でもいいです。そのときの裁判長がここにいるかどうかということは気にされずに、今後のためですから思ったことは言っていただきたいのですが。

4 番

十分納得ができ、いろいろ意見交換できて、自分以外の意見を聞けて、有意義だったと思います。

司会者

自分の述べた意見と最終的にみんなでまとめた意見が違う場合もありますよね。その辺も議論の過程で納得ができるものだったということでしょうか。

4 番

はい。

司会者

先ほども出ましたが、2 番の方は、責任能力に関する問題で、一定の心神耗弱の場合の量刑をどうするかという非常に難しい、裁判官でも悩ましいレベルの議論に加わっていただいて、どんなふうに感じられましたか。

2 番

それはまず、量刑を決めるのに当たって、こういう事件で、こういう場合だと、何年から何年までと法律で決められているというところから裁判官にちゃんと教えてもらって、その基本的な情報、その中でどうするかという話になるんですよね。それで、必要な情報というのはちゃんといただけたと思いますね。その議論に関しては、皆さん、十分に意見は出して、議論できたと思います。時間があれば、もっと出たかも分かりませんが、切りがないかも知れません。

司会者

実際に評議を経験されて、こんなふうにしたらもっといいんじゃないかという

ような工夫といいましょうか、提言みたいなことがあれば教えてください。ホワイトボードを使いながらやったと思いますけれども、ほかに何か工夫すべきものはないでしょうか。現在の評議の仕方の問題がないという感じでしょうか。

4 番

そうですね。分からないところは率直に聞けて、答えていただけるということで良かったと思います。

司会者

それでは、判決は評議の結果を反映し、分かりやすいものになっていたでしょうか。

1 番

私たち、裁判員の一つ一つの意見をうまくまとめていただいて、すごく分かりやすいし、私たちが参加して、みんなで決めたことだというような納得ができるものだったなと思います。

司会者

判決によっては、ちょっと詳しくて長いんじゃないかなと思える部分もあったと思いますが、でも、それは弁護人が争っている部分だから、それに答えるために長くなるのはやむを得ないという感じでしょうか。3番さんも、否認事件を担当されて、やはり判決が結構長かったと思いますけれども、どのように感じましたか。

3 番

基本的には、評議した中で、我々裁判員がいろいろ発言して、それがだんだん煮詰まってまとまっていくというステップを、主文の後の理由にまとめてもらったというイメージなので、読んでいて、こんなこと言ってないよとか、こうじゃないんじゃないかということはなかったです。ステップとして、ホワイトボードを使って評議をやっていくのは妥当なのかなという感じです。

司会者

判決の言渡しに関して何か感じられたことはございますか。言渡しで全部読み上げた後、最後に裁判長が説諭，訓戒をするわけですが，その辺も実際立ち会って，何か感じられたことがあれば，お伺いしたいと思います。

4 番

裁判長や，ほかの方々の意見をまとめて心情的なものを述べるんですけども，ああ共感，というような，本当にそうなってくれたらいいなという希望が込められているので，良かったと思います。

(これから裁判員裁判に参加する市民の方へのメッセージ)

司会者

それでは，最後に，これから裁判員裁判に参加する市民の方へ，皆さんからお伝えしたいことがあったらお伺いしたいと思います。

7 番

個人的な意見ですが，担当した事件が殺人事件じゃなくてよかったなと思ったんです。千葉の外国人女性に対する殺人事件のような事件だったら，私はとても参加できなかったと思うんです。ただ，参加することによって，とても社会の事件に関して敏感になりますし，考えようという気がより一層起こるので，やっぱり参加することはとても重要だと思います。裁判の内容もとても分かりやすくて，皆さんのほうからとても分かりやすい説明と進行をしていただけたと思うので，何の不安もなく3日間過ごせたということに感謝しておりますし，いろんな方に，多くの経験をしていただくということは大切かなと思います。

6 番

一言で言えば，事情が許せば一度は経験したほうがいいんじゃないかなと思います。どんな事案にぶつかるか分かりませんが，私も今回この意見交換会に参加するのを決めたのは，ほかの皆さんがどういう事案にぶつかって，どんなふうな印象を持っているか，それをお伺いしたいなと思って参加することを決めました。

中にはこういう事案はちょっと参加は遠慮させてもらいたいなというのはありますね。そういうことを考えるということ自体が、裁判員制度があってこそだと思うので、やはり意味はあると思います。

#### 5 番

裁判員制度は、本当に大事な制度だと思います。まだ発足して幾らでもないということですけど、裁判員に選任されたら、参加して真摯に事件と一緒に考えていったら絶対に自分のためになると考えます。

#### 4 番

多分、最初はみんな誰でも嫌だなんて、仕事をどうしようとか、家のことをどうしようかという不安もあると思うのですが、実際にやってみると、意外に違う世界のことを体験できるので、新鮮味もあるし、これから生活していく上で事件を身近に感じられるので、是非参加してもらいたいと思います。

#### 3 番

人それぞれ生活があって、都合を付けるのはなかなか難しい面もあるので、多分、今日、この意見交換会に来られた方はかなり積極的な方じゃないかなと思っています。裁判所のほうが今までの裁判員の経験者にいろいろ案内を出していて、私が裁判員をやった後、今年の2月ごろに意見交換会をやるという話をいただいて、私はいいですよと言いましたが、そのときの意見交換会は延期になったのです。そして、また今日の意見交換会の話があって、そんな経緯の中で、今回来られた方はかなり積極的な方だと思います。ですから、我々としても、こういう積極的な方がいることを踏まえて、できるだけ参加していただきたいというアピールができればいいと考え、今日参加した次第です。

#### 2 番

最初のほうに言いましたとおり、私も人に勧める場が回ってきたら是非参加すべきだと勧めたいと思います。それはなぜかということ、やはり、我々市民、一般社会に住んでいる人間にはいろんな意見があるわけですし、その市民の感情を出

せるということでは、やはり非常にいい制度じゃないかなと感じています。ただ、問題は、先ほどから出ている負荷というか、参加するに当たっての物理的というか、具体的には仕事とか家庭の事情とか、そのあたりが一番の課題じゃないかと思えますね。

1 番

やはり必要なことだし、参加したほうがいいと思います。というのは、事件を目の当たりにすることで、こういう悪い事件がもう二度と起こってほしくないという思いが、ニュースをただ見るよりも湧き起こってくると思うんです。そういう思いを周りの人や家族に伝えることもできるし、そういった一人一人の思いというのが、ちょっとでも世の中を変えるきっかけになればなと思います。なので、積極的に参加していただけたらなと思います。

(新聞記者からの質問)

司会者

それでは、質疑応答のコーナーに入りますが、守秘義務については御配慮お願いいたします。まず、記者を代表して、幹事社の方からお願いいたします。

朝日新聞

1 番から 7 番までの方と、あと、井上裁判長と大山検事と平野弁護士に、今日、皆様で話し合った率直な感想を一言ずつお話ししていただければと思います。

1 番

私が参加させていただいてからもう 1 年が経過しています。そのときのことはすごく心の中に残っていて、実際に裁判所にもう一度来て、そのときの思いが鮮明によみがえってきたと感じます。そして、ほかの事件を担当された方のいろんな意見を聞いて、改めて勉強になったという思いがします。

2 番

本日は意見交換会ということで、結果的には、どちらかというところ肯定的な意見



が多かったように思います。私は逆に否定的な意見も出ると思ったのですが、今日出られた人は、選んだわけではないでしょうけれども、そういう人たちなのか、まあそうなのだろうという感じでした。

3 番

私も 2 番さんと同じイメージですね。やはり皆さん出てきていただいた方は非常に肯定的であり、それぞれ事件は違う、内容は違うと思うんですが、思いというので 1 つ共通点があるような、そんなような感じを受けました。

4 番

私が担当したのは殺人ではなかったのですが、実際に殺人などの事件を担当された方にお話を伺えて、やはり怖いなということを再認識して、殺人とかそういった事件のないような世の中になればいいなと最終的には思いました。

5 番

今回皆さんと意見交換して、みんなとはほとんど考え方が違ってない、大した差異はないなと思いました。それが率直な意見です。

6 番

皆さんは、そんな事件に関わっていたのかと思いました。私の場合は、人が死亡した事件に関わらせていただいたんですけれども、私自身も、犯人が否認している事件には、関わりたくないという裁判員の通知をもらったときから思っていたんです。たまたま今回そういうのに関わった方の話は貴重だったなと思いました。

司会者

その否認している事件には関わりたくないというのは、どういうところからですか。

6 番

はっきり言って、足利事件の印象がものすごく強く、そういう事件に関わったときに、もし自分が審理をすることになったときにはどうなるだろうと、かなり悩み、やっぱりそういう事件に関わることはちょっと難しいと感じたと、そ

う意味です。

## 7 番

2 番さんと同じような意見ですけれども、やっぱり、同じような意見を持った方が集まったかなという思いです。また、裁判のときも、やっぱり同じ意見を持った方が多かったという印象があり、選ぶときには、例えば、二十代、三十代、四十代、五十代、六十代、七十代、いろんな方がいたほうがいいかなという思いはずっとありました。今日もそれは思いました。

## 井上判事

今日のお話を聞いて、皆様のお顔を見ながら、あのときはああいう評議をしたとか、また、特に法廷に最初に入るとき、評議のときでも、雑談をしましたけれども、最後、刑を決めるときや判決を言い渡すとき、すごい緊張感がありました。誰からも見られているわけではないし、我々しかいないんですが、そういうときに感じた緊張感というのは、普段はないものなんだと、今日の意見交換会でも改めて思いました。先ほど、裁判員となられて裁判に参加する思いという言葉がありましたが、参加された裁判を通じて、世の中がよくなれば、犯罪がなくなればいいと、そういう何か大事な責任を背負った者がメッセージを発信しているということを、私は、ひしひしと感じました。要するに日本の国民の持っている責任感、そういうものの強さ、思いの強さというものが背景にあって、成り立っている制度なんだというのを改めて感じた次第です。

また、今日ここに出ている人は非常に積極的な人だからじゃないかという意見もありましたけれども、それは必ずしもそうではないと思います。やはり、評議あるいは判決など、あのときの緊張感を感じれば、多かれ少なかれ、裁判員に携わった皆さん同じような思いを持っていたであろうということが私の感想でございます。

## 大山検事

今日皆さんのお話を聞いて、当然のことですが皆さん、それぞれ一つ一つの事

件に真摯に向き合って、真剣に考えて評議して結論を出してくれたんだなということ、改めて思いました。特に、刑事裁判というものは、どんな事件でも、被告人の人生、あるいはその家族の人生、被害者の人生やその家族の人生、そういったことを左右してしまうかもしれないような場面ですので、私たちとしても主張や立証をするに当たって、そういった事件に関わった当事者の人たちの顔、あるいは思いというものを伝えたい、それを分かってもらった上で判断してもらいたいという考えでやっています。その中で、今日お話の中にあつたところで非常に私が感銘を受けたのは、被害者を見て、ああ被害者がいる、具体的なその被害者を見て思うことがあつた、あるいは具体的に被告人の声を聞いて、どんな人となりかというのを見て思うところがあつた、恐らくそれは例えば証人に出てくる被告人の家族などについても同じような思いを持たれて、その人生をある意味左右してしまう、そういった分かれ道での重要なところなんだということ、これを真摯に受け止めて、皆さん参加してくれているんだと思いました。また、そういった具体的な事件の重要な部分というのを、これからもより分かりやすい、よい形で伝えていかなければならない、そういったことに尽力しなければならぬなど、私も改めて思った次第でございます。

平野弁護士

本日はどうも御苦労さまでございました。またありがとうございました。私も弁護士は、こういう裁判所での機会がない限り、実際に裁判員を経験なさった方の意見を聞くというチャンスとかきっかけはないものですから、そういう意味で意見交換会に参加させていただいて大変ありがたく思っています。それで、非常に皆さん積極的、肯定的な意見を述べていただきました。実を言うと、アンケートを見ていると、やはり組織の検察官に対して個人でやっている弁護人というのはどうしても分かりづらい、弁護人は何を言っているんだろうかという意見も少なくないように認識しているものですから、その辺をもうちょっと率直に言っていたらどうかと思っていました。やはり、弁護人は、力がないと、どうしても

書面に頼るようになってしまい、理解していただけないということがあるというふうに思っていました。ちょっとその辺は聞けなかったのは残念ですが、ほっとしたのは、私どもは被害妄想的に、一般の人が入ると、どうしても被告人を悪い人、犯罪者で悪い人、被害者はかわいそうな人、だから被害者のためにと行って刑罰を重くしようとか厳しく見ようというふうに考えられている方が多いんじゃないかなと思うところもあるのですけれども、今日のお話を聞いて、皆さん逆に被告人とか被告人の家族の方を考えて、中には被害者を見るまで被害者のことをどうしてもそういうふうに見られなかった、書面上のものとして見ていたと、意外に皆さん、これまでの裁判官と同じように冷静に判断してくださって、なおかつ自分たちの社会経験を生かして判断なさってくださいということ非常に私どもも安心いたしました。しかも、これからも、もう一度やってもいいというふうにおっしゃってくださいるので、制度として皆さんには非常に納得いただけているんだなというふうに安心しております。これについて弁護士会の意見はまたあるかとは思いますが、今日は大変参考になりました。ありがとうございました。

#### 読売新聞

お二人の方にお伺いしたいことがあるんですが、まず1つ目の質問が4番の方です。最初、どういう経緯か分からないんですけども、割と楽しくできたというような御感想があったと思うんですけども、その楽しいというのは、充実感といったものなのか、どういう楽しさというものがあったのかということをお伺いしたいと思います。

#### 4番

楽しかったというのは、裁判に対しての楽しさではなくて、裁判自体がどうなっているのかという好奇心というか、周りの検察官とか裁判官とかの位置とか、ああ、これがテレビと同じだとか、そういった感じの楽しさというんですかね。自分が知っている事実と、本当にあることが一致しているとか一致してないとか

ということが、はっきり分かったので、そういう楽しさというのもありましたし、人と意見を交えて有意義な時間を過ごせたという部分で楽しいなという感じもありましたね。被告人が実際に話しているのを見て、そこまで悪い感じではなく、実際に自分にも起こり得るような事件だったので、被告人と同調みたいな感じで、ああこれは分かるかもという感じで、裁判というのはこんな感じなんだという楽しさでしたね。

#### 読売新聞

次に5番さんにも最初の全体的な感想の部分で、裁判員経験後に変わったこととして、物事の前後とか過程を考えるようになったという話、それは裁判だけではなく全般的なことでそうおっしゃっていたと思うんですが、例えば私生活とか、裁判員経験後で、例えば、どういった物事の前後を考えるようになったか、事例みたいなものがあれば聞きたいのですが。

#### 5番

それまでは、私はどちらかというところ結果主義じゃないですが、最終結果だけを見て全てを判断するような傾向があったんですね。それが、その原点から始まって、過程も大事なんだと、そしてここに至ったんだなという、そういうふうな考えが変わったということで、例えば自分の行動においても、今の結果だけではなくて、こうやったからこういうふうな結果が出たというように、その過程を考えるようになったということです。

#### 下野新聞

裁判員を経験された負担面についてお伺いします。裁判員として裁判に関与されている際の時間的制約とか仕事とか家庭の面での負担というのは先ほども出ましたが、終わった後、かなり皆さん時間が経っている方もいるんですけども、裁判員経験者の守秘義務に精神的な負担があるかどうかというのを1人ずつお伺いしたいんですけども。

#### 司会者

守秘義務を負っていることの精神的な負担感があるかどうかということですかね。

1 番

やっぱり怖かったという思いがあり，何を見たとか，何を聞いたとかということとは絶対に話せないことなので，最初の頃は自分の中ではちょっと負担に思うところはありましたけども，最終的な判決が出て，何となく自分の中で肩の荷が下りたというかほっとしました。その後は，そういう恐怖心というのも少しなくなってきて，特には今のところは心配なことはないです。

2 番

最初，私も，守秘義務って，よく知らなくて不安ということもあり，ものすごい重要であると思っていましたね。ただ，現実には，公判廷で公開されていることは基本的にオープンですから，案外守秘義務の範囲というのは狭いといえ狭くて，そういう面での負担は余りなかったですね。

3 番

裁判が終わった後は，会社とか自分の周りで裁判員になったんだということはある程度知れ渡っているのですが，どうだったと聞かれたときに，この前新聞に出ていたあれだよと言ったりしたのですが，裁判が終わってから何週間かくらいは，守秘義務というのはどこまで話していいのかよく分かりませんでした。ただ，実際に，1年経ってみると，ほとんど忘れていたというのが事実で，今回この意見交換会に参加にする前に自分の関与した事件の判決要旨が送られてきて，読み返してみて，ああ，こういう裁判だったんだと思いました。ただ，時々，この裁判の被告人はちゃんとこのまま判決で刑に服しているのかな，それとも控訴しているのかなとかということをごちゃごちゃと考えますが，それ以上に，じゃあ調べてみようとかそういう意識もないですし，今の段階ではもうほとんど負担はないですね。

4 番

やはり、3番さんもおっしゃっていたように、終わった後に、必ず職場の人にどうだったって聞かれるんですよ。でも、細かいことは言えないし、言っちゃいけないなというのは大体分かるので、こんな感じだったよという感じでざっくりと説明とかしていたんで、そこまで守秘義務に対しての負担というのはなかったです。

#### 5番

私が担当した裁判員裁判は少年の事案だったので、周りの人には、被告人は未成年なのによって言うと、ああそうなんですかって、その程度の反応でしたし、結果に関しては新聞に出ており、その範囲では別に守秘義務の問題は生じないと思うので、全く負担は感じていませんでした。

#### 6番

守秘義務があるということは周りの方も知っているので余り聞かれなかったです。参加する時間は何時くらいから何時くらいまでですかと聞かれて、9時から5時までですって答えた程度だったので、それほど守秘義務については負担になりませんでした。

#### 7番

事件によったのかもしれないですけども、私の場合もそんなに守秘義務に関しては負担ではなかったです。でも、今日ここに来て、殺人に関わっていらっしゃる方がいて、私がもしそういう事件に関わっていて、話さないでそれをため込んでいるとどうなるのかなって心配していましたけれど、今日、話を聞いて、皆さんそれほど負担ではなく大丈夫というので、ほっとしています。

#### 毎日新聞

荒井所長にお伺いしたいのですが、先ほど、この意見交換会には同じような意見を持つ人が集まってしまったというような話も出ましたが、例えば、否定的な意見を吸い上げたり、今後、交換会を発展させるということを含めて、次回以降、どういうふうに意見交換会を運営していくべきかということ、終わってす

ぐではありますが，お考えになっているところがあればお聞きしたいのですが。

所長（司会者）

確かに，今日の意見交換会を終えて，意見交換会に参加していただいた方は，同じような肯定的な見方をしているんだなということが分かりました。今日の御意見は非常に貴重なものですので，これを今後につけていきたいと思います。ただ，これまで裁判員として関わった方が全体で300人近くおられて，その中で今日は7人の方に来ていただいたわけですが，裁判員経験者の中には，もう少し厳しめの意見を持っている方もおられるだろうと思います。そのような御意見をどのようにして汲み上げていくのかということは，今後の課題と考えますので，さらに検討したいと思います。

（最後に）

司会者

それでは，話題は尽きないところですが，時間となりましたので，これで裁判員経験者の意見交換会を終了いたします。貴重な御意見ありがとうございました。本日皆様からお聞きした御意見を，今後の裁判員裁判に役立てていきたいと考えております。ありがとうございました。